

○ 療養費用算定基準細目（昭和 63 年消基発第 305 号）新旧対照表

(傍線部分は今回改正部分)

改正後					改正前						
Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準 4 再検料 <u>480 円</u> (1)及び(2) (略) 5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。					Ⅲ 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準 4 再検料 <u>375 円</u> (1)及び(2) (略) 5 整復料、固定料、施療料及び後療料 骨折等における整復料、固定料、施療料及び後療料は、次の区分のとおりとする。						
	部	位	整復(固定・施療)料	後療料	備考		部	位	整復(固定・施療)料	後療料	備考
骨折 (整復料)		大 腿 骨	13,800 円	<u>980 円</u>	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 1,310 円とする。 3 後療時に、 <u>関節可動域・筋力の評価を行い、早期職場復帰に向けた経過及び所見を施術録に記載する。</u>	骨折 (整復料)		大 腿 骨	13,800 円	<u>970 円</u>	1 関節骨折又は脱臼骨折は、骨折の部に準ずる。 2 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場合の料金は、算定部位を変更せず一括して 1,020 円とする。
		上腕骨・下腿骨	13,800					上腕骨・下腿骨	13,800		
		鎖 骨	6,240					鎖 骨	6,240		
		前 腕 骨	13,800					前 腕 骨	13,800		
		肋 骨	6,240					肋 骨	6,240		
	手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨	6,240		手根骨・足根骨・中手骨・中足骨・指(手・足)骨	6,240						
不全骨折 (固)		骨 盤	11,040	<u>830</u>	1 関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場	不全骨折 (固)		骨 盤	11,040	<u>820</u>	関節近接部位の骨折により生じた拘縮が 2 関節以上に及ぶ場合で、かつ、一定期間(3 週間)経過した場
		胸骨・肋骨・鎖骨	4,560					胸骨・肋骨・鎖骨	4,560		
		大 腿 骨	11,040					大 腿 骨	11,040		
		下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,400					下腿骨・上腕骨・前腕骨・膝蓋骨	8,400		

定料) (手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	4,320		合の料金は、算定部位 を変更せず一括して 1,150円とする。 2 後療時に、 <u>関節可動 域・筋力の評価を行 い、早期職場復帰に向 けた経過及び所見を施 術録に記載する。</u>	定料) (手根骨・足根骨・ 中手骨・中足骨・ 指(手・足)骨	4,320		合の料金は、算定部位 を変更せず一括して 1,150円とする。		
	脱臼 (整復料) (股 関 節	10,800	830		1 脱臼の際、不全骨折 を伴った場合は、脱臼 の部に準ずる。 2 後療時に、 <u>関節可動 域・筋力の評価を行 い、早期職場復帰に向 けた経過及び所見を施 術録に記載する。</u>	脱臼 (整復料) (股 関 節	10,800	820	脱臼の際、不全骨折 を伴った場合は、脱臼 の部に準ずる。
		肩 関 節	9,480					肩 関 節	9,480		
		肘関節・膝関節	4,320					肘関節・膝関節	4,320		
顎 関 節		2,760	顎 関 節		2,760						
	手関節・足関節・ 指(手・足)関節	4,320				手関節・足関節・ 指(手・足)関節	4,320				
打撲及び捻挫 (施療料) (打 撲 ・ 捻 挫	910	615	1 不全脱臼は、捻挫の 部に準ずる。筋、腱の 断裂(いわゆる肉ばな れをいい挫傷を伴う場 合もある。)は、打撲 及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫 の施療料及び後療料 は、指1本の場合は所 定料金とし、指2本の 場合は所定料金を2倍 した金額、指3本の場 合は所定料金を3倍し た金額、指4本以上の 場合は所定料金を4倍 した金額とする。 3 施術料は、別紙に掲 げる部位を単位として 算定する。	打撲及び捻挫 (施療料) (打 撲 ・ 捻 挫	910	615	1 不全脱臼は、捻挫の 部に準ずる。筋、腱の 断裂(いわゆる肉ばな れをいい挫傷を伴う場 合もある。)は、打撲 及び捻挫に準ずる。 2 手の指の打撲・捻挫 の施療料及び後療料 は、指1本の場合は所 定料金とし、指2本の 場合は所定料金を2倍 した金額、指3本の場 合は所定料金を3倍し た金額、指4本以上の 場合は所定料金を4倍 した金額とする。 3 施術料は、別紙に掲 げる部位を単位として 算定する。		

備考 (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1回につき 370円

運動機能の回復を目的とした各種運動を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 部位、回数に関係なく1日 370円とし、20分程度運動療法を行うこと。

11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包帯交換料	合 計
骨折・不全骨折・脱臼	1,620円	720円	2,340円
捻挫・打撲	970円	360円	1,330円

(1) 特別材料費は、1負傷部位について 1回算定できる。

なお、骨折、不全骨折又は脱臼について、特別材料の交換が必要となった場合は、2回まで特別材料費として算定できる。

(2) (略)

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

3 施術料金

(1) (略)

(2) 往療料 2,760円

① 往療距離が 片道 4キロメートルを超えた場合は、3,240円を加算する。

備考 (略)

(別紙) (略)

7 運動療法料 1回につき 360円

傷病者の負傷部位を固定後、固定患部の機能回復を目的とし、各種運動器具を使用して運動療法を行った場合に算定できるものとし、その算定方法は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 1日における運動療法料は、部位、回数に関係なく1日 360円とし、20分以上運動療法を行うこと。

11 特別措置料金

整復等の施術上、特別に材料を必要とした場合は、特別措置料金として、次の額が算定できる。

区 分	特別材料費	包帯交換料	合 計
骨折・不全骨折・脱臼	1,620円	720円	2,340円
捻挫・打撲	970円	360円	1,330円

(1) 特別材料費は、1負傷部位について 整復（固定・施療）を行う際に特別材料（金属副子等）を必要とし、これを使用した場合に1回に限り算定できる。

(2) (略)

IV はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

3 施術料金

(1) (略)

(2) 往療料 2,160円

① 往療距離が 片道 2キロメートルを超え 8キロメートルまでの場合については、2キロメートル又はその端数を増すごとに所定金額に 920円を加算し、片道 8キロメートルを超えた場合については、一律 2,760円を

② 夜間往療については、所定金額の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。

③ (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合 1日1回限り 2,930 円

b 2術(はり・きゅう併用)の場合 1日1回限り 4,040 円

c 傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

② マッサージ

a マッサージを行った場合 1日1回限り 2,930 円

特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊維マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

b (略)

c 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 780 円

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り 4,040 円

傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊維マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

加算する。

② 夜間往療については所定金額(①による加算金額を含む。)の 100 分の 100 に相当する金額を加算する。

③ (略)

(3) 施術料

① はり・きゅう

a 1術の場合 1日1回限り 2,640 円

b 2術(はり・きゅう併用)の場合 1日1回限り 3,970 円

傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

② マッサージ

a マッサージを行った場合 1日1回限り 2,640 円

特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊維マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には、所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。

b (略)

c 変形徒手矯正術を行った場合 1肢につき 575 円

③ はり又はきゅうとマッサージの併用の場合 1日1回限り 3,970 円

傷病部位が 2 以上にわたり、かつ、当該部位に施術を行った場合及び特定の組織又は臓器を施術の対象とする特殊マッサージ(結合繊維マッサージ、関節マッサージ、内臓マッサージ(胃、腸、肝、心等))を行った場合には所定金額の 100 分の 20 に相当する金額を加算する。